

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、個人住民税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

平成27年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	個人住民税関連事務			
②事務の概要	個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。 個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」となされていることから、個人市町村民税と一括して賦課徴収を実施する。また、法令に基づき未納者への督促及び滞納処分、犯則事件の調査等を実施し、公正・公平な徴収事務の執行にあたる。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 (1) 課税対象者情報の準備 (2) 住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請・届出書の受理 (3) 他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 (4) 個人住民税の賦課決定・更正等 (5) 住民・給与支払者への税額通知の発送 (6) 賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 (7) 他自治体等から清水町への調査回答・清水町から他自治体等への税務調査実施 (8) 個人住民税の収納管理、還付処理 (9) 未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 (10) 収納情報に基づく納税証明書等の発行			
③システムの名称	個人住民税システム、収納・滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一(16の項)			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	税務課			
②所属長	税務課長 菅野 隆			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	税務課町民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	税務課町民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)			

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]